第三　医学管理等

一　遠隔電子処方箋活用加算の施設基準

電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有していること。

一の二　特定疾患療養管理料に規定する疾患

平成二十七年総務省告示第三十五号（統計法第二十八条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件）の「６⑴　基本分類表」（以下「分類表」という。）に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病

一の三　特定疾患療養管理料の注１に規定する施設基準

特定疾患療養管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

一の四　特定疾患療養管理料の注５に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二　特定疾患治療管理料に規定する施設基準等

⑴　ウイルス疾患指導料の注２に規定する施設基準

イ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の看護師が配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な専任の薬剤師が配置されていること。

ニ　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ホ　当該療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

⑴の２　ウイルス疾患指導料の注３に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑵　特定薬剤治療管理料１の対象患者

別表第二の一に掲げる患者

⑵の２　小児特定疾患カウンセリング料の対象患者

別表第二の二に掲げる患者

⑵の２の２　小児特定疾患カウンセリング料の注２に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑵の３　小児科療養指導料の注６に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑵の４　てんかん指導料の注６に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑶　難病外来指導管理料１の対象疾患

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病（同法第七条第四項に規定する医療受給者証を交付されている患者（同条第一項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に係るものに限る。）その他これに準ずる疾患

⑶の２　難病外来指導管理料の注７に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑷　皮膚科特定疾患指導管理料⑴の対象疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第二の四に掲げる疾病

⑸　皮膚科特定疾患指導管理料⑵の対象疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第二の五に掲げる疾病

⑸の２　皮膚科特定疾患指導管理料の注１に規定する施設基準

皮膚科特定疾患指導管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

⑸の３　皮膚科特定疾患指導管理料の注４に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑹　外来栄養食事指導料の注２に規定する施設基準

イ　連携充実加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ロ　外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対する栄養食事指導を行うにつき、十分な体制が確保されていること。

⑹の２　外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料及び退院後訪問栄養食事指導料の対象患者

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者

⑹の２の２　外来栄養食事指導料の注３に規定する施設基準

悪性腫瘍の患者の栄養管理に係る専門の研修を修了し、当該患者の栄養管理を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤の管理栄養士が配置されていること。

⑹の３　集団栄養食事指導料に規定する特別食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食

⑹の４　心臓ペースメーカー指導管理料の注４に規定する施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑹の５　心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する施設基準

イ　心臓植込型電気デバイスの管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　循環器疾患の診療につき十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。

⑺　高度難聴指導管理料の施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　人工内耳植込術の施設基準を満たしていること。

ロ　当該療養を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師が耳鼻咽喉科に配置されていること。

⑺の２　慢性維持透析患者外来医学管理料の注３に規定する腎代替療法実績加算の施設基準

イ　腎代替療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

ロ　腎代替療法を行うにつき必要な実績を有していること。

⑻　喘息治療管理料の注２に規定する施設基準

イ　当該保険医療機関内に専任の看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が常時一人以上配置されていること。

ロ　喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

ハ　緊急時の入院体制が確保されていること。

⑻の２　小児悪性腫瘍患者指導管理料の注５に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。